

平成20年 第4回(定例)高鍋町議会会議録(第4日)

平成20年12月18日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成20年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第53号 高鍋町課設置条例の全部改正について
- 日程第2 議案第54号 高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第55号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第56号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第57号 高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第59号 予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第60号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第58号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第61号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第62号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第63号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第64号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第65号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第66号 平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議員に対する懲罰の件
- 日程第16 議員派遣の件について
- 日程第17 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第18 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第19 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第53号 高鍋町課設置条例の全部改正について
- 日程第2 議案第54号 高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第55号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第56号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第57号 高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第59号 予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の一部改正

について

- 日程第7 議案第60号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)  
日程第8 議案第58号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について  
日程第9 議案第61号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第10 議案第62号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第2号)  
日程第11 議案第63号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
日程第12 議案第64号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第13 議案第65号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第14 議案第66号 平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号)  
日程第15 議員に対する懲罰の件  
日程第16 議員派遣の件について  
日程第17 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について  
日程第18 閉会中における議会運営委員会活動について  
日程第19 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員(16名)

1番	緒方 直樹君	2番	黒木 正建君
3番	池田 堯君	5番	水町 茂君
6番	大庭 隆昭君	7番	柏木 忠典君
8番	矢野 友子君	10番	岩崎 信也君
11番	八代 輝幸君	12番	徳久 信義君
13番	中村 末子君	14番	春成 勇君
15番	永谷 政幸君	16番	時任 伸一君
17番	山本 隆俊君	18番	後藤 隆夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	壱岐 昌敏君	事務局補佐	田中 義基君
議事調査係長	山下 美穂君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	興梠 正明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	井崎 俊博君

総務課長 .....	川野 文明君	企画商工課長 .....	東 啓三君
財政課長 .....	正崎 博君	都市建設課長 .....	間 省二君
環境整備課長 .....	日野 祥二君	農業委員会事務局長 ...	清野 秋實君
農業振興課長 .....	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 ...	杉田順一郎君
町民課長 .....	山本 泰英君	福祉保健課長 .....	井上 敏郎君
税務課長 .....	竹内 昭博君	水道課長 .....	芥田 秀則君
教育総務課長 .....	永友 吉人君	社会教育課長 .....	松木 成己君
美術館副館長 .....	曾我部義雄君		

午前10時00分開議

議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1．議案第53号

日程第2．議案第54号

日程第3．議案第55号

日程第4．議案第56号

日程第5．議案第57号

日程第6．議案第59号

日程第7．議案第60号

議長（後藤 隆夫） 日程第1、議案第53号高鍋町課設置条例の全部改正についてから、日程第5、議案第57号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び日程第6、議案第59号予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の一部改正についてから、日程第7、議案第60号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）までの計7件を一括議題とします。

本7件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、矢野友子議員。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 平成20年第4回定例議会において総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第60号中、関係部分についての5件であります。

その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は、12月15日から12月16日の2日間、第1委員会室に総務環境常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案5件に対する説明を求め、慎重に審査を行いました。

議案第53号高鍋町課設置条例の全部改正についての説明を受け、審査に入り、委員から、変更課についての案内については町民にとって重要なことであるが、どのような周知

方法を考えているかの問いに、庁舎での案内板、掲示板の設置、町ホームページでの案内、町広報紙での案内説明を詳細に行うとの答弁がありました。

重ねて委員から、町民が迷うことのないよう、新旧の変更課などの広報を徹底すべきとの意見がありました。

委員から、農商工連携による産業振興課においての予算の使い方は変化があるのかとの問いに、国や県の事業による財源は変化はない。しかし、同課内での取り組みによることなどから、事業の競合はできると考えるとの答弁でした。

委員から、各課の配置場所の計画はとの問いに、現在は未定であるが、第1に利便性を考えたい。例として、教育委員会も本庁に、環境関係の1階配置などを計画できないか検討中との答弁でした。

質疑を終わり、討論がなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第54号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正についての説明を受け、審査に入り、委員から、審議会の委嘱選任についての質疑があり、委員会公募制による2割程度の委嘱を初め、幅広い人選を進めたいとの答弁でした。

質疑を終わり、討論はなく、採決に入り、委員全員で可決すべきものと決しました。

議案第55号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についての説明を受け、審査に入り、委員から、職員の年次有給休暇日数の確認があり、討論なく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第56号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についての説明を受け、審査に入り、委員から、自己啓発等休業における給与支給と身分についての質疑があり、その期間中には給与は支給しない。身分については保障されるとの答弁がありました。

討論なく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第60号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）の関係部分についての説明を受け、審査に入りました。

財政課関係、委員より、地方債限度額の変更についての問いに、20年度国交省貸付金創設により、無利子貸付金が認められたことの限度額変更であるとの答弁でした。

総務課、委員より、防災備蓄倉庫等整備事業について、2階が避難所になっているが、身体障害者の方の利用は支障ないのかとの問いに、障害者の方の対応として、1階にそのスペースを確保しているとの答弁がありました。

また、地方バス路線維持費補助金に関する問いで、委員より、利用時間帯によってはバスの小型車などの運行で赤字の縮小は避けられないだろうかの問いがあり、バス車両の変更等は、資本設備上から宮崎交通としては難しいであろうと思われるとの答弁でした。

環境整備課関係、委員より、川南漁協への補償金については債務負担行為とすべきではないかとの総括質疑があったが、町の見解はとの問いに、稚魚放流は双方の協議に基づいて決めることになっており、覚書の文面からすると、高鍋町が稚魚放流を行うこともあり得ることと思う。したがって、必ずしも漁協に対して債務の負担を負うという性質のもの

ではないと判断するとの答弁でした。

委員から、補償金120万円の計上科目についても総括質疑があったが、町の見解はとの問いに、川南漁協は高鍋町が費用負担を中止した以降も稚魚の放流を実施された。覚書の内容から、漁協が本町にかわって稚魚放流をなされたものと解釈できるので、漁協が負担した費用を過去にさかのぼって補償、負担するという意味で、補償金での拠出が適当と判断したとの答弁でした。

委員から、今回のようなことが二度と起こらないよう細心の注意が必要であるが、どのような対策を考えるかとの問いに、全課における協定書等の確認、検証を行った。その取り扱いについて、再度認識を新たにして、誤りのないよう管理施行していくとの答弁でした。

委員から、川南漁協との今後の交流はどのように考えているかとの問いに、22年の再協定も必要であり、漁協の藻場育成など、高鍋町も協力すべきこともある。今回のことを反省し、信頼関係を築き、有効的な関係を続けていきたいとの答弁でした。

税務課関係、委員より、賦課徴収費のASPサービス利用やエルタックスの会費など省いて、社保庁と直接回線はできないだろうかとの問いに、21年10月スタートする住民税、年金特別徴収制度導入に伴う電子化システムであり、専用回線などにより、情報漏れ、その他のリスクを避けるようつくられているので、直接回線はできないとの答弁でした。

以上、関係部分の審査、質疑を終わり、討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

総務環境常任委員会に付託された議案5件についての審査の経過と結果を報告いたします。

以上です。

議長（後藤 隆夫） 以上で総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。まず、議案第53号高鍋町課設置条例の全部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） これは、総括質疑の中でほかの議員から出されたものでもありますがけれども、その中で、町民課に環境部門を持ってくるということについて、委員の中から質疑は出なかったのか。

また、その問題に対して、議員がどのような意見を持っているのかということが、委員会の中ではどのような、審査の内容をもっと詳しくお知らせをいただければありがたいんですが。

議長（後藤 隆夫） 委員長。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 総括質疑でそのような質疑が出されたことについての質疑までの話は出ませんでしたけど、説明の中で、議員の中からは、その総括質疑で出たように、町民課のほうに、今の町民課のほうに行くのは、スペースも大変なのではないだろうかというような話はありましたけれども、説明を受けると、木城、新富

なんかも町民課のほうに入っているというような回答がありまして、その点は納得されたと思います。

議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 問題意識が違うと思うんですね。環境問題というのは、何もごみの問題だけではなく、そして課の設置をどこにしていけるのかということ、配置の問題で、場所の問題ではないということは、よく委員長も御存じだろうと思うんですね。総括質疑なり、一般質問の中で出された部分については、そのような指摘ではなかったと思うんですね。そのことが十分に理解をされていれば、委員会の中でもっと突っ込んだ形での審査を行ってもよかったんじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、総務環境常任委員会として、総括質疑なり、一般質問なりで出されたことをしっかりと、出されることを事前に、しっかりと自分たちで、どのような問題点をクリアしていかなければならないのか、そこをこのところを押さえておかないといけないんじゃないかなというふうに思いますけれども、そのことについてはどのように、もう一度お聞きしたいんですが、課の、要するに新しい全部を改正されるわけですから、新しい課をどのように設置していくか。もう4月1日から始めるというのに、その設置の方向性というのもまだ決まってないという状況で、総務環境常任委員会の皆さんは納得をされたんでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 委員長。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 企画からの詳細な説明はいろいろその都度伺いまして、まず第1に、利便性を考えるということで、その点は、特に環境のことに關しては、利便性から考えたら、それはいいことだなというような感じで、議員としても、ほかの部分でもですが、説明に納得したと思います。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第54号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第56号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 総括質疑の中で出てきた部分があるんですけども、その問題について資料提供は受けられたんでしょうか。

議長（後藤 隆夫） 委員長。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） そうですね。先ほど報告もいたしました。債務負担行為の町の見解というか、何を以て債務負担行為としなかったかという問題と、それと、川南漁協が17年度から20年度までの放流についての資料と、それはいただきました。（「総括質疑でほかの議員が要求した資料は要求されましたか」と呼ぶ者あり）ほかの議員がですか。いえ、それはこちらのほうからは要求しておりません。それはなかったと思います。

議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） この120万円については、総括質疑が5名から出されてるわけですよ。そして、その中で資料要求もされてるわけですよ。どういった資料を提出してほしいということを資料要求もされてるわけですよ。ただ、それは各個人のところには、恐らくその資料は提出されていると思いますけれども、実際問題、私もいただきましたけど、例えば復命書なり何なり、資料をいただかれたと思うんですよ。だから、柏木議員の質疑に対してと水町議員の質疑に対して、資料要求がお二人、大庭議員のほうからも出てたと思うんですね。資料要求、そのための資料要求というのが出てたと思うんですね。だから、そのことに関して、資料を要求されたのかということを知りたいわけですから、当然総括質疑でそれ聞いてらっしゃるわけだから、総務環境常任委員会としては、当然この資料を要求して、また、その中でしっかりと状況把握をしていくということが必要じゃないかなというふうに思うんですね。

今さら終わった報告の中で、それはしていませんとか、平気な顔で言われたら、私たち総括質疑は一体何なんだろうかと、これは何なんだろうかとというふうに疑問に思うわけですね。後じっくりと総務環境常任委員会ですべていただくということ、3回しか質疑できないということがあって、制限があるからこそ、後は総務環境常任委員会のほうで、しっかりとその後を受けて審査をしていただくものだということにこちらは思っておりますので、それが、その資料を要求してませんというふうにおっしゃられたら、一体何なのかなというふうに思うわけですね。

例えばこの復命書なりはいただかれたんでしょう。じゃその内容を読み上げていただきたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 委員長。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 委員のほうからの請求はありませんでしたけれども、復命書、総括質疑で確かにそんなふうなお話を伺いました。平成15年10月

16日付の環境整備課長、日野課長の復命書というのが、これは、実物と申しますか、コピーとか、そういうものではございませんけれども、下記のとおり出席、調査しましたので復命しますという復命書はいただきました。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 私は復命書の内容を読んで、議員の皆さんが、委員からはその復命書についての要求はなかったということですけど、委員長も委員ですから、委員長からも要求されるわけですよ。だから、委員長はいただきましたとおっしゃるわけですから、それを審査に付されたんじゃないかなと思うんです。いただかれた資料については、その内容をつぶさに説明をしていただければ、この金額が提案できるかどうかということが皆さんには明らかになると思うんですよ。

私、その内容見てますので、正直な話言うて、この内容であれば、私は今回の120万円は提案されるべきではなかったというふうに思うんですね。事務上のミスとか言われましたけど、平成15年の10月の16日、復命概要の中で、環境整備課長と環境保全系の職員が川南漁協のほうに行って、ちゃんと言ってるんですね。平成16年度で終了する予定となると。だから、そこで川南漁協に対する補助事業も平成16年度までと考えているというふうに、これは平成15年10月の16日、あるわけですね。組合長は、わかったが、理事と協議を行うというふうに理解をしていただいたという内容の復命が残ってるんですね。この復命が残っている以上、これをしっかりと川南漁協に提示をしていけば、今回の提案はなかったというふうに私は考えるんですね。これも後から私いただいた書類でしたので、何だろうかと思った部分があったんですね。

だから、こういうような書類を持っていながら、この提案がされたということについて、総務環境常任委員会から修正なり、いろんな形での意味でのそういう発言がなかったのか、しっかりと議論をされてきたのかということが非常に危うい。そうしないと、何のために常任委員会に付託されていくのかということのしっかりした裏づけがなくなってくる。議会としての役割が果たせなくなる。執行部をしっかりとチェックして、そしてその中で、この予算は本当に出すべきなのか。ちゃんとデータを持って臨んでいかないと、私たちは誤った方向で考え違いをしたらいけないと思うんです。黙って執行部の提案するものに賛成していく、何も学習しないでやっていくということは、非常に議員として好ましくない。

そういうことを私は今までもずっと申し上げてきましたし、私この文書いただいたときに、本当に総務環境常任委員会では、しっかりとこのことは報告をしていただけるんだろうなというふうに思ったんですね。それが報告されない。だれもが総括質疑を、そういう質疑をしていかなければ知らぬふりをしておいた。

例えば総務環境常任委員会の皆さんがこの文書をもし知らなかったとしたら、委員長のあなただけが持っているとしたら、そして皆さん、ほかの委員さんたちは、この文書を見れば、事務処理のミスということには当たらない。ちゃんとして、ちゃんと復命書を書いている。この復命書を基本的な形で川南漁協にしっかりと提示して、そしてお願いをして



いけば、あのときにちゃんと納得していただいていると言って、この120万円は出さなくて済んだお金だと思うんですね。そういうことを一つ一つ、私たちはチェックしていく側の人間なんです。それが委員長の報告でないというのは、いかがなものかなと思うんですが、そのことについて、しっかりと私は答弁をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（後藤 隆夫） 委員長。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） この復命書提出を委員会の審査の中で出してほしいという意見も出ませんでして、この復命書いただいたのは、委員会が済みました後でいただいたもんですから、そういえば総括質疑のときの復命書が、1枚は大庭議員が何かのときのあれがいただいたと思うんですけども、そういえばそういう意味合いの復命書があったのかなという認識だけで、私ももう済んだ後でしたから、これいただいたのがですね。委員のほうからも別に、あのときいただいた資料じゃなくて、復命書、ほかの復命書があるんじゃないかというような質疑はありませんでした。

13番（中村 末子君） 議長、委員長の判断で、もう一回常任委員会をやり直すこともできたんですよ、今までの日程の中で。

議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 今、中村議員の質疑に関係しまして、私も委員長に質疑をしたいと思います。

私が認識している範囲においては、採決と申しますか、まとめがある30分か1時間ぐらい前に、委員長は執行部より、今中村議員が言われる復命書なるものを提供されたでしょう。（「済みません、はっきりその渡された時間は覚えておりません」と呼ぶ者あり）それで、審査が終わってしまった後だったということでもありますけども、当然まとめの段階があるわけですから、そういう重要な書類を、資料を提供を受けた場合においては、今中村議員が言われるように、まだ延長してやるべきであったと思います。それで、あなたの報告の中には、覚書によって、高鍋町が事業できるというふうにもとれるということが書いて、読み取れるということの判断のもとに、債務負担行為はしなくていいという報告ですよ。

それで、あなたがいただいたその復命書には書いてあると思います。公害防止協定を結んだことによって、通浜漁協に対し事業補助をするんだと、22年まで。そういうふうに想定していると書いてあるでしょう。となると、当然年度をまたいで22年まで補助をするんだというふうに復命書で書いてあるんですから、私が総括で申し上げたように、年度を超えて、意思を持って債務負担するという行為がする場合においては、その場合というのは覚書ですよ。覚書の協定は債務負担行為を起こさなければできないということになるはずですよ。

それで、委員長は、中村議員が今指摘するように、自分が提供を受けておきながら、この重大な問題を委員にまとめがまだ済んでいない状況の中で、なぜ提示しなかったのか。

どういう判断で資料提供を総務常任委員会の委員全員に提供しなかったのか、おかしいんじゃないですか。どのような見解ですか。

議長（後藤 隆夫） 委員長。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） その復命書いただいたのが、今申しましたように、委員会が終わってからの後だったと思ってます。それと、その委員会の審査の中で、その補償金の拠出が妥当か否かという審議はなかったもんですから、債務負担行為ですべきじゃなかったかとか、先ほど報告しましたように、債務負担行為とか、科目の件とか、そういうことは審議したんですが、その拠出が妥当か否かという審議をしなかったもんですから、その点は。

議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 今委員長は、もう委員会が終わってしまったと今言われましたけれども、まとめが終了した段階において委員会は終わるんですよ。でしょう。終わっていないじゃないですか。これ私が今言ったように、まだ審査を、提供を受けた資料に基づいて審査できたはずなんですよ。それをしておれば、ここで私なり、中村議員が質疑、指摘する段階において、明確に答えは出たはずですよ。そんな重要な資料を提示もせず、何を審査してこられたんですか。あれほど総括で問題視して質疑を出しておる中において、何を聞いておられたのか。総務常任委員会全員とは言いませんけども。この資料提供を受けた段階においての各委員に配付しなかったということは、これは委員長責任、あなた重大な過ちを犯したと思います。その点反省ありますか。

議長（後藤 隆夫） 委員長。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 先ほど言いましたように、この復命書の資料提供を受けたのが、ちょっと私も記憶がないんですけども、その先ほど申しましたように、委員会の審査の中で妥当か否かという審議はまずなかったもんですから、それがもとになって。

議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前10時32分休憩

.....  
午前10時33分再開

議長（後藤 隆夫） 委員長。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 先ほどから言いますように、復命書については後からいただいたんですけども、その審査の間に、この件についてのその説明の中で、この復命書に上がってるような説明は受けております。その説明に対する質疑というか、そういうことはございませんでした。

議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 最後ですので、先ほどの復命書をあなたがいただいたのは、私が知っている状況では、多分9時30分前後であったと思います。私が登庁したときに、お

多くの委員会から助役と環境課長が出てこられましたので。その後、水町議員に資料提出がありましたので、その時間だと思います。当然まとめの前、私先ほどから申し上げておるように、配付して、まとめをずらしてでも審査をやり直すべきではなかったかと思っております。

それで、説明では受けたと、復命書の内容と。それであれば、私がさっき言ったように、22年まで協定書に基づいて事業補助を想定してたとあるじゃないですか。それをよう判断しきらなかったわけですね。可決ということは、全員賛成で、20年度補正予算を可決でしょう。ということは、審査能力がないんじゃないですか。判断、私はおかしいと思うんですね。明確に、あの資料があるのに出さんから、こういう判断間違いなことをされるんじゃないかと思いますが、1点目の時間的な問題間違いはないかどうか教えてください。

議長（後藤 隆夫） 委員長。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 先ほどから言いますように、はっきりした時間は、私申しわけないですけども覚えておりません。

それから、説明を受けたのに、おかしいじゃないかという意見ですけども、これは私たち委員会の中での審査結果ですので、それは了解していただきたいと思えます。

13番（中村 末子君） 議長、今の答弁違うよ。時間を覚えてないんじゃないかと、先ほど副委員長と緒方議員が言ったじゃないですか。その後、答弁が違ったじゃないですか。もってる。そのことは話をしているけれども、委員から質疑がなかったというふうになってるじゃないですか。間違いをちゃんと正してあげないと、違うよ、答弁が。委員長の答弁が。いつもらったか時間的に覚えてないと言いながら、副委員長はそれをちゃんと審査したかねということで、審査しましたと、先ほど訂正したじゃないですか、これを。これを審査したと。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） いえ、だから、説明は受けたと言ってくださいですよ。

13番（中村 末子君） だから、説明は受けたと、審査してるということ、説明を受けたということは、審査の中に入ってるということ、審査してなかったということ。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） だから、この復命書自体は確かに配付しておりませんが、これの内容についての説明はちゃんと受けましたと、2人とも言われたわけです。

議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。訂正いたします。6番、大庭隆昭議員。

6番（大庭 隆昭君） 総括質疑の中で3点ほど質疑したわけなんですけれども、その細部について、委員会のほうで審査を慎重にしてほしいという要望をしておきました。

1点目につきましては、今後の漁協との対応についてを審査されたということで、二度とこのような過ちを起こさないように進めたいというような答弁をいただいたわけですが、間違いのないように、現時点で早くそういったものを後に残さないようにしてほしいと、これは要望ですけど、お願いをしておきたいと思えます。

それから2点目で、20年度に、今度予算が120万円組んでありますね。その歳出費目について、ちょっと17、18、19年度については適正かなと私は思ったんですけども、20年度分についてはちょっと疑問があったわけなんです。補償費で出せるのかどうかということですね。その辺を審議されたのかどうかですね。私は覚書を見ると、消耗品で今まで支出が行われてるわけですね。平成8年度からですね。そういったことから考えますと、この支出費目は適正でないと私は考えておるわけですね。そういう意味から、審査をどういうふうにされたのかということに質疑したわけなんですけど、そのこと。

それから3点目が、私は翌年度に支出を伴うものについては、地方自治法で言います214条ですか、これで負担行為を起こすべきじゃないですかということをお聞きしたわけですね。過去の分については、これは執行部のほうから答弁があったように、過去の分として債務負担行為が起さされてなくて支出が行われておるわけなんですけど、21年度以降、公害防止協定等を見ますと、22年度までになってますね。支払うというようなことになっておると思うんですけども、そういったものについては、議会の議決をしておけば、町民も納得するんじゃないですかという言葉で質疑したわけですね。その辺がどういうふうにお聞きされたのかお伺いをしたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 委員長。

総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 2点目のその120万円のうちの3年分の90万円と20年の30万円の区分けですね。これは審査いたしました、一応委員会でも出ました。もちろん当局の説明を受けたんですけども、総括のときの答弁と同じように、もう20年分を11月に、覚書によると、高鍋町が放流してもいいというような覚書だ。それで、20年分をその補償金じゃなくて、ほかの需用費か何かにしてもいいんじゃないかというような話はもちろんしたんですけども、町の見解としては、その覚書の文面から考えると、20年分も川南町に委託したような、11月にもう放流するというので、放流したということで、文面から考えても、補償金でも別にその科目がおかしいことはないんじゃないかという判断をしたという説明を受けました。

それと、21年からの分についての債務負担行為というのは、今までのところは債務負担行為の判断でなかったけれども、幅広い債務負担行為の判断ということで、そういうふうにとらなかったけれども、今後については、需用費にするか、債務負担行為とするかというのは、もう一度検討するというようなお話でした。

議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

6番（大庭 隆昭君） 委員のほうからそういった質疑をされたということはよくわかりました。執行部のほうがそういったお答えをされたということですね。だから、検討するというので回答されたということですね。ぜひ適正な措置をしていただきたいということをお願いして、終わります。

議長（後藤 隆夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で総務環境常任委員長報告に対する質疑は終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、春成勇議員。

産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） おはようございます。本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第60号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分の審査の経過と結果について報告いたします。

日時は12月15日から12月16日の2日間です。審査の場所は第3委員会室、審査は産業建設常任委員全員であります。関係課長、農業委員会、事務局長、職員の出席を求め、審査を行いました。

なお、災害調査、町営住宅、老人福祉センターの現地調査に行っておりましました。

まず、農業振興課でございますが、歳入の主なものとしましては、農林水産業費県補助金は、大家畜経営活性化資金特別融遇助成事業補助金ほか3件の減額と原油・家畜飼料価格高騰対策農業緊急支援資金利子補給補助金の追加補正です。

次に、歳出でございますが、農林振興費は、青果物価格安定対策事業負担金のうちズッキーニ、キャベツの価格が安定をしていたため、不用額を生じた。また、原油家畜飼料価格高騰対策農業緊急支援資金利子補給金については、原油家畜市場高騰に対し、県単事業による融資をするもので、0.625を県及び町がそれぞれ負担するものです。

次に、畜産業費は、対象農家の経営中止に伴う大家畜経営活性化資金特別優遇助成事業利子補給金の減と、新規事業肉用牛素牛導入緊急対策事業補助金、肥育牛農家に対する飼料高騰対策としての補助金、また耕畜連携による資源循環型農業確立事業補助金、飼料・肥料・燃料高に伴って経営環境が激変し、計画変更を行いました。

質問として、高鍋町緊急生産調整対策推進事業補助金は国と県の補助金はないのかに対し、国と県はなく町の単独となります。

次に、新生産調整対策特別推進導入作物種子代補助金は国と県の補助金はないのかに対し、町が4分の1、農協が4分の1の補助となるとの報告を受けました。

次に、農業委員会関係ですが、歳入の主なものは、農業委員会費として事務局費のパート賃金2カ月分の追加でございます。

次に、都市建設課でございますが、歳入は災害復旧費国庫負担金水谷原坂平付・山伏山線（軍用道路）ののり面崩壊による災害復旧費です。

防衛施設周辺対策事業国庫補助金について。現在、19年度繰り越しの再編交付金で20年度東・西中学校の耐震診断と、掘の内公民館前の上地頭用線の改良工事を行っています。本年度上地頭用線を測量し、工事を発注しましたが、想定していたのり高より高くなったため、工事費が不足したそうです。平成20年から21年度で防災備蓄倉庫を建設しますが、備蓄倉庫の設計を組んで見ると、予算の残が見込めるので、上地頭用線に組み替えを行い、上地頭用線を完成したいとのこと。

次に、住宅建設費について。平成20年度において、現在老人福祉センターとE 1 3棟の建設を発注しています。今後、既存住宅の住宅の移動が完了したら、既存住宅の解体を行い、E 1 1、E 1 2棟の建設工事を発注するそうです。残工事費を把握すると、21年度に建設するE 3棟は木造平屋の建設工事の発注ができる予算が見込めるために、今回組み替えを行うものです。このまちづくり事業は、21年度で完成しないとその後は単独事業になるので、21年度は早期発注を行い、年度内完成をしなければならない状況にあります。

次に、公共土木施設災害復旧費水谷原坂平付・山伏山線は補助事業で、次に災害復旧費は台風13号及び集中豪雨のため災害復旧費となります。その中で路線名を申し上げます。家床1線、羽根田1線、内野々1線、水谷坂平付・堀の内線、水谷原坂平付・山伏山線の5箇所の工事とのことです。

次に、環境整備でございます。歳出では、浄化センターの消耗品、凝集剤が値上げされて、起債の町債繰越金が増額になっているものです。

次に、管渠工事のうち公共マス設置工事に振りかえたため起債が減額になった分、繰り出し金として計上したものです。

次に、財政課でございます。歳入の主なものは、土地使用料、持田団地の駐車場使用料でございます。歳出につきましては、住宅管理費、駐車場管理委託です。

財政課の歳出部分の説明を受け、質疑に入りました。車を2台持っている人はどうするのかに対し、車を持っていない人はほかに貸してもよいとのこと。また、駐車場使用料はいつからやっているのかに対して、平成18年からやっているとの報告を受けました。

以上、審査が終了し、採決の結果、議案第60号平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)について、産業建設常任委員会に付託されました関係部分の1議案、賛成全員で可決いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

以上です。可決されるものと決しました。可決すべきものと決しました。済みません。議長(後藤 隆夫) 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第60号平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。3番、池田堯議員。3番(池田 堯君) 1点だけお聞きしたいと思います。

町単独補助の高鍋町緊急生産対策推進事業補助金532万6,000円、この補助金はいつ予算執行されるのか、質疑等があったか否かを伺いたいと思います。

議長(後藤 隆夫) 暫時休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

議長(後藤 隆夫) 再開します。

委員長。

産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） いつということはありませんでした。そういうことです。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。１１時１０分から再開をしたいと思います。

午前10時58分休憩

.....  
午前11時10分再開

議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長。

文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 文教福祉常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告をいたします。

日時は12月15日、16日の2日間、審査は文教福祉委員全員で行いました。審査会場は第4委員会室です。関係課長、職員の出席を求め、審査を行いました。

文教福祉常任委員会には、議案第57号、59号及び議案第60号のうち関係する部分について審査が付託されました。

初めに、議案第57号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について審査いたしました。

福祉保健課より、来年6月にオープンを予定している、いわゆるB型と言われる施設に対し説明がありました。これに対し委員より、どのような補助金でつくられるのか、どのような要綱でつくられるのか、利用頻度は、と委員より説明を求めました。これに対し、設立当初に関係した都市建設課も交え、地域住民も参加するまちづくり交付金事業であること、国の条例により、公営住宅整備事業において100戸以上の公営住宅団地を建てかえる場合、保育所または高齢者施設の併設を行うこととなったため、本町においては老人福祉センターB型、特に地域の要望を受け、ミニバレーなども行われる施設にしたとの報告があり、またこれにより利用者数は年間1,200人になると計画しているとの説明がありました。

そしてまた、現在1つの拠点として老人福祉別館がありますが、新たな拠点として介護予防に対し総合的に判断し、補完するものとの説明もありました。

次いで、施設の管理について、委員より、どのような管理を考えているか。指定管理者制度も考えているかと聞かれ、考えてはいるが検討中である。そうなれば公募となるとの説明がありました。また、年間の維持管理費はどれぐらい考えているかという問いには、250万円から300万円ぐらいとの説明がありました。

質疑が終わり、反対討論の後、採決の結果、議案第57号は賛成多数で可決するものと決しました。

次に、議案第59号予防接種に対する見舞金などの支給に関する条例の一部改正について福祉保健課より説明がありました。委員より、かつて結核により強制収容などあったが、そのときの補助はとの問いに、医療費は無料だが、生活に対する補助はなかったとの説明がありました。

質疑が終わり、採決の結果、第59条は全員賛成で可決するものと決しました。（発言する者あり）あ、失礼いたしました。第59号は採決の結果、全員賛成で可決するものと決しました。

続きまして、議案第60号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係する部分について審査を行いました。

初めに、福祉保健課に関する部分で、委員より、障害福祉のうち、障害者自立支援対策臨時特別交付事業の扶助費が全額返還となっているが、利用者がいなかったのかという問いに、事業そのものが終了したことによるものであるとの説明がありました。

次に、私立保育園への児童措置費が増加していることについて、なぜ私立保育園の入園者が増加しているのかとの問いに、私立保育園は時間外保育や休日保育など、保護者の望む保育を先行して行ったためと思われるとの説明でありました。

次に、教育総務課より説明があり、委員より、学校給食費の炊飯器の取りかえについて、米飯給食は週何回あるかとの問いに、現在、中学校4回、小学校3回であるが、今後は小学校も4回を予定しているとの説明がありました。

次に、社会教育課に対しては、中央公民館の駐車場舗装に関して、ハローワークや法務局の利用も多いと思いが、幾らかでも駐車料の負担をしてもらったらどうかという意見があり、検討してみるとの回答がありました。

質疑が終わり、反対討論があり、採決の結果、議案第60号中、関係する部分は、賛成多数により可決するものと決しました。

以上、御報告いたします。

議長（後藤 隆夫） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第57号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号予防接種事故に対する見舞金等の至急に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



次に、議案第60号平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)中、関係部分に対し質疑を行います。質疑はありませんか。6番、大庭隆昭議員。

6番(大庭 隆昭君) 2点ほど質問したいと思います。

まず、教育費の備品購入費でございますけれども、東小学校とそれから西小学校でございますけれども、行財政改革で平成21年度の4月に設定されております組織機構の見直しにあわせて、小学校の給食調理の民間業者への委託ということで、20年度に検討され21年度に実施するというところでございますけれども、その調整の中で、備品購入費が400万円ぐらい計上されているわけなんですけれども、このことについて審議されたのかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、新聞等で報道されておりますけれども、町立保育園の運営の見直し、民営化についての検討がなされているのかどうか、審査されたのかどうか、その辺の2点についてお伺いをしたいと思います。

議長(後藤 隆夫) 委員長。

文教福祉常任委員会委員長(岩崎 信也君) お答えします。

最初の質問の、小学校の備品について、説明は受けましたが、委員会の中での検討はありませんでした。(「休憩」と呼ぶ者あり)

議長(後藤 隆夫) 暫時休憩します。

午前11時20分休憩

.....  
午前11時21分再開

議長(後藤 隆夫) 再開いたします。

委員長。

文教福祉常任委員会委員長(岩崎 信也君) 大変失礼いたしました。

炊飯器の購入に関しては、買わないで現在ある給食センターでの調理はできないかと委員より質問があり、もう給食センターは手いっぱいであるとの返事がありました。

また、備品を町のほうで整備しない方法はないかという質問もありましたが、これはできない、整備してお渡しすると、管理を任せるという返事でありました。

次に、保育園の入園者についてであります。委員の中から、私立保育園がなぜふえているかということについては、先ほど説明いたしまして、その後、現在、町立もそれに間に合うように一生懸命活動しているとの報告もありましたが、現在において流れを変えることはできていないということでもあります。

民営化につきましては、現在、町立保育園が60%から70%の入園率であるのに対し、私立が120%になっていることから、現在議論されている民営化もやむを得ないのではないかという意見が委員のほうから出されました。

以上です。

議長(後藤 隆夫) 6番、大庭隆昭議員。

6番(大庭 隆昭君) 整備については、町のほうで整備して委託をするという方向ということであったというふうに聞き取ったわけなんですけれども、私は、委託をすることによって委託業者のほうで修繕なりしたほうが安くなるんじゃないかなというような気がしましたので質問したわけでございますけれども、十分検討されたということでございますので、了解したいと思います。

また、町立保育園の運営の見直しの件でございますけれども、やはり私立がそういった入所率が高いというようなお答えがあったわけなんですけれども、現在、町立保育園の運営見直し検討委員会ですか、これが設立されておると思いますけれども、今検討中ということでございますけれども、現在の状況がわかれば、審議されておればお答えを願いたいと思います。(発言する者あり)

議長(後藤 隆夫) 暫時休憩をします。

午前11時25分休憩

.....  
午前11時25分再開

議長(後藤 隆夫) 再開いたします。

委員長。

文教福祉常任委員会委員長(岩崎 信也君) 只今の質問についてですが、このことについては委員会の中では審査を行っておりません。

議長(後藤 隆夫) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 隆夫) これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑をすべて終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第53号高鍋町課設置条例の全部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

13番(中村 末子君) 議案第53号高鍋町課設置条例の全部改正について、反対の立場で討論を行います。

業務の無駄を省いたり人員削減による課の設置状況を変えていくという発想はすばらしいものですが、その内容説明に根拠が少なく、人員配置についても検討を重ねているのか大変疑問に感じました。

私の総括質疑、一般質問でも明らかになったように、計画自体は立ててもその実行については裏づけのないデータ、職員からの聞き取りも少なく、これで職員のメンタル面でのバックアップは大丈夫なのかとの疑問を持ちました。

また、職員教育についても余りなされておらず、そのときが過ぎればいいとの感覚で仕事をさせているのではないかとの疑念も生まれました。

自治体の仕事は国の三位一体の改革で行財政改革初め非常に厳しい財政状況が強いられています。効率のよう行政運営は望まれるところですが、課長補佐などを数多く配置し、部署の配置についてはこれまで以上に厳しい仕事環境になることが予想されます。おまけに給食調理委託とするために、既に現業職として配置してある専門的分野の職員を一般職とする場合、相応の研修が必要となります。マンツーマンで教える体制など、退職者が多い中でどうやって配置できるのでしょうか。環境を町民課と統合する案でもしかりです。

世界的に環境問題が大きな課題となっています。CO<sub>2</sub>問題でも自治体独自で排出基準をしっかりと設け、そのためにはどのような努力をしていくのか、数値目標をしっかりと計画達成できれば、それからはそのオーバーした部分については企業などへ売ること可能な時代です。そのことをどのように重視しているのか、その問題提起すらできない職員となってしまったのか、本当に残念でなりません。

住民へ負担や計画を丸投げするのではなく、自治体職員みずからが本当に納得された提案を実現する方向性を持たせるためには、トップは十分な研究をしていただきたいと考えます。10年後を考え高鍋町をどんな町にしていくのか、その問題をしっかりととらえ、まちづくりにどんな提言ができる職員体制やすぐに対応できる財政状況の確保から考えて、余りにも雑で根拠が薄い提案と言わざるを得ません。よって、反対といたします。

議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第53号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第53号高鍋町課設置条例の全部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第54号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第55号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第56号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 議案第57号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

これは持田団地の戸数が100世帯を超えるため、公営住宅整備事業等の執行方針の補助要件に基づき建設がなされたことであることが委員会で明らかにされました。まちづくり検討委員会がつくられ、持田地区への公的な福祉部門でのセンターということでの話し合いのもとで建設がなされたことも明らかになりました。しかし、新たに公的な施設をつくることは新たな運営資金を配置することになります。その金額は試算で300万円ぐらいとなるようです。

片や、財政が厳しいと住民に我慢を強いながら、運営費についてはぼんと提供することが今本当に必要なのでしょうか。また、施設備品購入に関しては500万円程度が予想されるそうですが、例えば新たな購入とせず、庁舎内で眠っている備品活用などはできないのでしょうか。そのような考え方をする私がおかしいのでしょうか。

資料館建設に当たっては、町民からの建設費寄附の願いが回りました。福祉センター建設の60%は起債です。その借金は後年度で住民が負担することになります。そのことも考えたときに、議会もすんなりと賛成と言われるのなら、高鍋町が破綻する状況にもし

陥った場合にはみずからが責任をとる覚悟で臨んでほしいと考えるのは私の傲慢さでしょうか。

私たちは住民から負託を受けた議員です。町が提案することに黙って賛成ということにはなりません。この案件は、熟知した結果、反対とすることが肝要と考え、反対といたします。

議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第57号を起立によって採決をします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第57号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の一部改正についてこれから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第59号予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）についてこれから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 議案第60号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論を行います。

この案件には、初めて父子家庭にも医療費助成などができることになったことによる審査手数料などもあります。また予算や生産調整についてオーバーしたことによる支払い分などを認めた内容も数多くあります。しかし、小学校給食調理委託債務負担行為や川南漁協への補償金、職員駐車場有料化を待たず駐車場舗装費375万9,000円などがあります。この舗装問題を住民にどうですかと聞きましたら、お金がないようだったらそのままいいのではないかと聞きましたら、それより、町体育館の床面修繕などに使っていただきたい。明

かりも消えたままで使いにくい。私たちの要望を先に予算化していただきたいということ  
でございました。

また、川南漁協への支払いについては、当初、漁業関係者がお見えになったときに、し  
っかりと丁寧な対応を町長がなされていれば支出しなくてもよかったものです。それを職  
員の事務ミスとすりかえ、自分には責任がないような態度をされるのはいかなものでし  
ょうか。町長みずからの姿勢を考え直していただきたいと考え、反対といたします。

議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第60号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決  
です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第60号平成20年度高鍋  
町一般会計補正予算（第3号）については委員長報告のとおり可決されました。

日程第8．議案第58号

日程第9．議案第61号

日程第10．議案第62号

日程第11．議案第63号

日程第12．議案第64号

日程第13．議案第65号

日程第14．議案第66号

議長（後藤 隆夫） 日程第8、議案第58号高鍋町国民健康保険条例の一部改正につい  
て及び日程第9、議案第61号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第  
2号）から日程第14、議案第66号平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算（第  
1号）までの計7件を一括議題とします。

本7件は、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別  
委員長の審査結果を報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（山本 隆俊君） それでは、特別委員会  
に審査をされました7議案につきまして、その審査の経過及び結果について報告いたしま  
す。

審査の日程は12月12日、15日の2日間であります。第3会議室におきまして、議  
長を除く特別委員会委員全員で、担当課長並びに関係職員の詳細な説明及び資料の提出を  
求め審査を行いました。

まず、議案第58号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてであります。国民健  
康保険運営協議会に被用者保険等保険者を代表する委員1名を平成20年度の医療制度改

正により65歳以上の退職被保険者が一般被保険者に移行したことにより、その割合が減少し、通達で示された委員の基準を下回ることになったため、当該委員を国民健康保険運営協議会の委員から外すものであります。

また、健康保険法施行令の一部改正により、通常分娩で脳性麻痺となった患者の救済を目的とした産科医療補償制度が平成21年1月分娩分から実施されることに伴い、出産育児一時金の支給額を規則で定めるところにより、3万円を上限として加算するものであります。

この制度の内容は、通常の妊娠、出産だったにもかかわらず、産まれた子供が脳性麻痺になった場合、補償額が支給される制度であります。

審査の結果、議案第58号高鍋町国民健康保険条例の一部改正については、賛成全員で原案とおり可決するものと決しました。

次に、議案第61号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出の主なものは、医療制度改革に伴うシステムの変更に要する経費の増額、退職被保険者等高額医療費並びに特定健診等受診者の伸びに伴う委託料の増額であります。

歳入は、国県支出金、療養給付費等交付金及び繰越金であります。あわせて事務事業の債務負担行為の設定を行うものであります。

委員からの質疑で、特定健診の受診者の数はどのくらいに対し、当初予定していた25%を上回り1,400人程度となり、20%台後半になる見込みである。退職者医療費の増加の要因はに対し、昨年度に比べ、件数、金額ともふえているが、特に多額の費用がかかる病名の患者さんにいたためにもよるとの説明でした。

審査の結果、賛成多数で可決するものと決しました。

次に、議案第62号平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、過年度分の医療費に対する医療機関の請求のおくれ等により、医療給付費の増額が必要となったものであります。

歳入は支払い基金交付金、国県支出金等であります。

質疑として、医療費の請求おくれの要因はに対し、医療機関からの請求事務が過誤調整等によりおくれたのが原因と思われると説明がありました。

審査の結果、賛成全員で可決するものと決しました。

次に、議案第63号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

歳出では、保険料還付加算金の増額であります。歳入は諸収入、あわせて事務事業の債務負担行為の設定を行うものであります。

審査の結果、賛成全員で可決するものと決しました。

次に、議案第64号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であり

ます。

歳出では、浄化センターで使用する凝集剤の単価が10%程度上昇したことや、処理量が増加したこともあり、当初予算では不足することになったため増額することと、工事請負費については、公共ます設置工事費が当初予算の額に近づいたため、今後予想される公共ます設置工事費を約10箇所と見込み、管渠工事費から振りかえるものがあります。

歳入ですが、歳出で需要費が増額となること、工事請負費の予算中管渠工事費の一部を公共ます設置工事費に振りかえることで起債が減額となるため、その分一般会計繰入金が増額となります。あわせて、地方債の限度額を補正、21年度の債務負担行為の設定であります。

審査の結果、賛成全員で可決するものと決しました。

次に、議案第65号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入の主なものは、要介護認定モデル事業にかかわるシステムの改修補助金と、一般会計繰入金であります。

歳出の主なものは、一般管理費が第4期介護保険事業計画や、21年度介護保険制度改正に伴う職員の時間外手当及び要介護認定モデル事業に伴うシステム改修費であります。

認定調査費では、調査員の費用弁償や1次判定用の調査表、光学読み取り装置の購入であります。

介護予防サービス計画給付費では対象者が増加したため、介護予防住宅改修費では住宅改修費が予想より減少したため、それぞれ200万円の増減をするものであります。

審査の結果、賛成全員で可決するものと決しました。

次に、議案第66号平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、県道高鍋木城線の道路改良工事の確定に伴い、水道管の布設工事を行うための補正であります。

工事の概要として、現在埋設してある水道管が平成5年度に布設したもので、耐震性に著しく乏しい管種であるため、今回の改良工事に合わせ耐震性の高い管種に変更するものであります。

委員の質疑として、今度埋設される水道管の耐用年数はに対し、50年は大丈夫という回答がございました。

審査の結果、議案第66号平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）については、賛成全員で可決するものと決しました。

以上、特別委員会に付託されました7議案についての報告を終わります。

議長（後藤 隆夫） 以上で特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので、省略をします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。



まず、議案第58号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第58号高鍋町国民健康保険条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第61号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第62号平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第2号）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第63号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を起立によって採決をします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第64号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第65号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第66号平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）については委員長報告のとおり可決されました。

日程第15．議員に対する懲罰の件

議長（後藤 隆夫） 日程第15、議員に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、春成勇議員の退場を求めます。

〔14番 春成 勇君 退場〕

議長（後藤 隆夫） 本件については、懲罰特別委員会に付託され審議されておりますので、特別委員長の報告を求めます。池田堯懲罰特別委員長。

懲罰特別委員会委員長（池田 堯君） それでは、懲罰特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議員に対する処罰の件につきまして、12月17日午後3時30分から、第3会議室において特別委員会を開催いたしましたので、その結果につき御報告申し上げます。

委員全員のもとで公正・公平な審査を行った結果、懲罰を科すということで委員全員の一致をしたところであります。

その懲罰の種類については、戒告と決しました。

以上、御報告申し上げます。

議長（後藤 隆夫） 以上で特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので、省略をいたします。

これから討論を行います。まず、只今の報告に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議員に対する懲罰の件を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、春成勇議員に戒告の懲罰を科すことです。本件は、委員長の報告のとおり戒告の懲罰を科すことに賛成の議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、春成勇議員に戒告の懲罰を科すことは可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時51分休憩

.....  
午前11時51分再開

議長（後藤 隆夫） 再開します。

只今、懲罰特別委員会で作成をしました戒告文をお配りをしました。

お諮りをします。戒告分文につきましては、このとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、戒告文について、このとおりとすることに決しました。

ここで、春成勇議員に入場を求めます。

〔 14番 春成 勇君 入場 〕

議長（後藤 隆夫） 只今の議決に基づいて、これから春成勇議員に懲罰の宣告を行います。

春成勇議員に戒告の懲罰を科します。

これから戒告文を朗読します。春成勇議員、起立を命じます。

〔 14番 春成 勇君 起立 〕

議長（後藤 隆夫） 戒告文。春成勇議員は12月12日の会議において、議長の許可を得ずして録音機を持ち込み、高鍋町議会会議規則第102条の規定に違反した。この規律を乱す行為は、議員の職分にかんがみ、まことに遺憾である。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により、戒告する。

平成20年12月18日、高鍋町議会議長後藤隆夫。

春成勇議員の着席を許します。

〔 14番 春成 勇君 着席 〕

・ ・

#### 日程第16．議員派遣の件について

議長（後藤 隆夫） 日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第119条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をいたしました。

・ ・

#### 日程第17．閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

議長（後藤 隆夫） 次に、日程第17、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

・ ・

#### 日程第18．閉会中における議会運営委員会活動について

議長（後藤 隆夫） 次に、日程第18、閉会中における議会運営委員会活動についてを

議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第19．閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

議長（後藤 隆夫） 次に、日程第19、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定しました。

議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。これで平成20年度第4回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後0時08分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員